



# 緊急院内集会、大成功！

## 450名もの参加で「下げるな！上げろ！」



(参議院議員会館の様子)

### 熱気あふれる集会

12月4日、参議院議員会館講堂にて、生活保護基準予算編成直前緊急院内集会を開催しました。会場190名、オンライン130拠点から260名、合計450名の参加がありました。

また、会場には国会議員13名、国会議員秘書13名も参加。新聞・テレビ局等のメディア9社も取材に来ており、会場には熱気があふれました。

### 基準引下げは、命への冒涇・暴挙

開会のあいさつで、新里宏二弁護士（全国クレサラ・生活再建問題対策協議会代表幹事）が、生活保護を利用しながら「生活苦」で自殺する人が118人と1年で40%近く増えている状況を説明し、「異常な物価高なのに、さらなる生活保護基準引下げを行うのは命への冒涇・暴挙であり、当事者の声を聴き、引き下げを止めなければいけない」と集会の趣旨を話しました。



### 引き下げるところか上げるべき

小久保哲郎弁護士からは、生活保護基準引き下げ問題の現状が説明されました。物価高になる以前の2019年の低所得層の消費を基準として、国は生活保護水準を引き下げる案を公表しており、ほとんどすべての世帯が引き下げられる予定でした。ただし、社会情勢を見るところとして、2023年からの引き下げは行われず、水準は据え置かれたこと、そして現在、物価高が続いているにもかかわらず、特に財務省は引き下げ実施を求めていることが報告されました。

### 財務省の主張は疑わしい



(高木健康弁護士)

続いて、福岡弁護団の高木健康弁護士から、総務省が公表している消費者物価指数は2020年から2024年にかけて大きく上昇しており、特に生活保護世帯の家計に占める割合の高い食費や光熱費が高騰していることから、実質的購買力を維持する観点からは、13%以上の引き上げが必要であることが説明されました。

また、財務省は、下位10%の低所得世帯の消費が1.6%しか伸びていないとしています。高木弁護士の試算では9.5%以上であり、財務省の主張の根拠が疑わしいことが明らかにされました。



(ドイツの状況を説明する布川日佐史教授)

## ドイツに学ぶ

布川日佐史法政大学教授からは、ドイツの生活保護水準の決め方が紹介されました。近年、ドイツでは直近の物価高に対応するため法律改正までして保護基準が大幅に引き上げられていること、保護基準を下げないことが法律に明記されていること、その結果、生活保護世帯の実質購買力が維持されるだけでなく、課税最低限の引き上げにもつながっていることが報告されました。



## 生活保護を利用している当事者の声

### ■引下げ前の基準だったらどれだけ助かったか

1 人目は、うつ病を患いながら、5人の子どもを育てているシングルマザーの方です。

いつもお金のことには不安があり、精神的に辛くなる、3人の高校生は部活動をしており、朝夕の補食も含めて弁当を持たせているが、もっと栄養の良いものを持たせたい、冷蔵庫が壊れたとき買い替えることができず知人から中古を分けてもらうまでの2か月冷蔵庫なしの生活を強いられた、今より月2万円保護費が多い、引下げ前の2012年の基準のままだったらどれだけ助かったか、と話しました。

### ■死人に口なしにたくない

2 人目の難病の女性は、近くのスーパーの見切り品を買い求める際に仲良くなったおばあさんについて話しました。

おばあさんは、70歳を超すまで働き、年金だけで暮らすことができず保護利用にいたりしました。身寄りはなく、節約を重ねる日々でした。エアコンが故障したものの、大家や福祉事務所に相談してもなんともならず、暑い日々を過ごさざるをえませんでした。しばらく見かけないので、家の近くに行って消息を尋ねたら、おばあさんは、熱中症のため自宅で倒れて亡くなっていたことを知りました。

女性は、とても悲しい、死人に口なしにたくない、自分も同じ状況で他にも人知れず亡くなっていく方がいるかもしれないと訴えたくてこの場に参加した、と声を強めました。

### ■生活保護を利用していない暮らしと比べないで

3 人目のシングルマザーの方は、夫のギャンブル依存等で離婚前の暮らしは大変厳しく、薄氷の上を歩くような生活でした。離婚後、生活保護を利用することができ、生活は大変ながらも安定しました。

来年から、生活保護費が削減されると聞いているが、以前の私のような生活が生活保護を利用していない低所得世帯の暮らしであり、支出を抑えることしかできなかった生活と比較をして、生活保護費を下げようとするのはおかしいと訴えました。

### ■働くために学びたい

4 人目は40代男性です。うつ病と皮膚炎を患い、生活保護を利用しながら簡易宿泊所で生活しています。お弁当も値上がりし、食事の回数を控えると栄養が不足、医師に叱られます。そんな生活でも、食費は生活保護費の54%になります。

働くために学びたいが、費用をまわせないのが辛いと言います。生活保護基準を引き下げるのはやめてほしいと話しました。

## ■両親の介護、非正規の福祉職を転々とし

5人目は、60代男性です。40代で福祉職に転職し、両親の介護を担ってきました。非正規の福祉職場を転々とし、2019年から保護を利用するようになりました。生活保護基準をデフレが原因で切り下げたというなら、インフレの今、早く元に戻してほしい。付け焼き刃の給付をいくらしても、私たちは生活困窮から抜け出せない。憲法25条にはほど遠く、健康を維持するのがギリギリの状態ですと訴えました。

なお、当事者3人の発言全文は「[生活ニュースコモンズ](#)」で読むことができます。

## ともに声を上げる各団体から

### ■中央労福協

中央労福協事務局次長の竹内広人さんは、物価高の中で、本来は基準の上げが必要であり、今日の話聞いて何が出来るか、加盟団体とのネットワークに伝え、相談事業でも共有していくと話しました。

### ■全国青年司法書士協議会

全国青年司法書士協議会会長の坂田亮平さんは、3つの要望として、①当事者の命をまもること、②物価スライド方式に変更し、生活保護費を引き上げること、③生活保護制度を使いやすくすることをあげました。また3月に亡くなった司法書士の仲道宗弘さんが熱心に桐生市生活保護問題に取り組んでいたことにふれ、遺志を継いで引き続き声をあげていきたいと語りました。

### ■なんでも相談会

司法書士の福本和可さんは、コロナ禍以降、「なんでも相談会」を定期的で開催し、国に要望をあげて来たが、最近物価高による生活苦に関する相談が増えてきていると話しました。生活保護利用者からの具体的な相談内容を紹介し、これまで国は何をしてきたのか、真摯に対応していれば救われる命があったはずだ、速やかに生活保護基準をあげるべきだと声

を強めました。

## ■反貧困ネットワーク

反貧困ネットワーク事務局長の瀬戸大作さんは、生活が困窮している人からのSOSが増えていること、なかでも女性の貧困が深刻であること、精神疾患をもつ人も多いことを話しました。

## ■全国生活と健康を守る会連合会

全国生活と健康を守る会連合会(全生連)の前田美津恵さんは、生活保護基準の引き上げを求めて国会議員に要請を重ねる中で、前厚生労働大臣の武見敬三議員が、「最低賃金含めて全体の賃金が引き上がっているときに、生活保護に関しても引き上げは当然だと思っている。」と心強い発言をしてくれたことを紹介しました。

## 引き続き声を上げよう！

閉会のあいさつは、共同代表の尾藤廣喜弁護士から、私たちは①「いのちのとりにて訴訟」を最高裁で勝ち切る、②生活保護基準額を絶対に引き上げなければならない、③夏季加算の創設を求める、④生活保護法から、権利保障を明確にした生活保障法へ改正する、という4つのことをこれからも追及していくとし、引き続き声を上げていくことを確認しました。

集会の進行は、雨宮処凛さん(作家)と稲葉剛さん(つくろい東京ファンド)が務めました。来年には予想される最高裁判決を見据え、署名活動にも力を入れようと呼びかけて、集会を締めました。

## 会場にご参加下さった国会議員(発言順)

石橋通宏議員(立憲民主党)、倉林明子議員(日本共産党)、辰巳孝太郎議員(日本共産党)、大椿ゆうこ議員(社会民主党)、小池晃議員(日本共産党)、山本太郎議員(れいわ新選組)、篠田奈保子議員(立憲民主党)、藤原のりまさ議員(立憲民主党)、やはた愛議員(れいわ新選組)、天畠大輔議員(れいわ新選組)、田村貴昭議員(日本共産党)、池田まき議員(立憲民主党)、尾辻かな子議員(立憲民主党)

# いまは最終局面、力の限り 最高裁にあてた統一署名を

**生活保護基準引き下げ違憲訴訟**

**いのちのとりで裁判がクライマックスを迎えています**

国は2013年8月から3回に分けて、生活扶助基準(生活保護基準のうち生活費部分)を平均6.5%、最大10%(年間削減額670億円)引き下げました。「物価偽装」までして強行した大幅引き下げに対し全国で起こされた裁判が「いのちのとりで裁判」です。

**全国29地裁・31訴訟団でたたかっています**

都道府県	訴訟団	地裁	判決
北海道	北海道生活保護協議会	札幌	○
青森県	青森県生活保護協議会	青森	○
岩手県	岩手県生活保護協議会	盛岡	○
宮城県	宮城県生活保護協議会	仙台	○
秋田県	秋田県生活保護協議会	秋田	○
山形県	山形県生活保護協議会	山形	○
福島県	福島県生活保護協議会	福島	○
茨城県	茨城県生活保護協議会	水戸	○
栃木県	栃木県生活保護協議会	宇都宮	○
群馬県	群馬県生活保護協議会	高崎	○
埼玉県	埼玉県生活保護協議会	さいたま	○
千葉県	千葉県生活保護協議会	千葉	○
東京都	東京都生活保護協議会	東京	○
神奈川県	神奈川県生活保護協議会	横浜	○
新潟県	新潟県生活保護協議会	新潟	○
富山県	富山県生活保護協議会	富山	○
石川県	石川県生活保護協議会	金沢	○
福井県	福井県生活保護協議会	福井	○
山梨県	山梨県生活保護協議会	山梨	○
長野県	長野県生活保護協議会	長野	○
岐阜県	岐阜県生活保護協議会	岐阜	○
静岡県	静岡県生活保護協議会	静岡	○
愛知県	愛知県生活保護協議会	名古屋	○
岐阜県	岐阜県生活保護協議会	岐阜	○
滋賀県	滋賀県生活保護協議会	滋賀	○
京都府	京都府生活保護協議会	京都	○
大阪府	大阪府生活保護協議会	大阪	○
兵庫県	兵庫県生活保護協議会	神戸	○
奈良県	奈良県生活保護協議会	奈良	○
和歌山県	和歌山県生活保護協議会	和歌山	○
徳島県	徳島県生活保護協議会	徳島	○
香川県	香川県生活保護協議会	高松	○
愛媛県	愛媛県生活保護協議会	松山	○
高知県	高知県生活保護協議会	高知	○
福岡県	福岡県生活保護協議会	福岡	○
佐賀県	佐賀県生活保護協議会	佐賀	○
長門県	長門県生活保護協議会	長門	○
熊本県	熊本県生活保護協議会	熊本	○
大分県	大分県生活保護協議会	大分	○
鹿児島県	鹿児島県生活保護協議会	鹿児島	○
沖縄県	沖縄県生活保護協議会	那覇	○

○ 原告勝訴、△ 原告勝訴(国家賠償請求のみ)、× 原告敗訴、★ 行政事件「専門部」、文字は異議

**どちらが説得的? いずれも最高裁第3小法廷に係属中**

**大塚高裁判決 (2023年4月14日)**  
違法となるのは、確立した専門的知見と手順がある場合だけ。人との交流が減ったことは、リーマンショック後の国民全体の苦境と異なるところから留意せよ。

**名古屋高裁判決 (2023年11月30日)**  
憲法に定める生活保護の趣旨に照らせば、裁量権の濫用と認められる。裁量権の濫用は、裁量権の濫用と認められる。裁量権の濫用は、裁量権の濫用と認められる。

## 最高裁宛署名用チラシの頒布について

### ○取り決め

- ・今年度予算で宣伝費用として 64 万円を計上しており、これを積極活用する。
- ・10 万部印刷して、不足があれば追加印刷する。
- ・費用については「1 枚 3 円、送料着払い」を原則とするが、財政が厳しい地域や組織については「送料着払いのみ」で必要部数を提供する。

### ○申し込み

- ・第一次締め切りは 12 月 20 日 (金) とする。
- ・申し込みは 500 枚単位とする。
- ・チラシの枚数、費用負担の可否、送付先の住所・電話番号を、[inotori25@gmail.com](mailto:inotori25@gmail.com) に申し込む。
- ・申し込みの際には、メールの件名を「最高裁署名用チラシ申込」とする。

## ホームページに署名用紙・オンライン署名

いのちのとりで裁判全国アクションのホームページに署名用紙があります。ダウンロードし、必要な枚数を印刷してください。地域の集会や街頭等でご活用ください。あわせて、ホームページからオンライン署名もあります。SNS等でご活用ください。

**署名は12月27日まで、遅くとも1月20日までに下記へお送りください。**署名活動は引き続き行いますが、まずは年末をめぐりに取り組みましょう。

### 【署名の送付先】

全国生活と健康を守る会連合会  
〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-12-15  
KATO ビル 3F

## 当面の取り組み方針について

年明け早々には最高裁弁論期日の指定が入る可能性も否定できず、いよいよ最終局面です。各地で地裁・高裁宛の署名にも同時にとりくんでいることと思いますが、最高裁の判断が下されれば、それが基本路線となります。是非ここで最高裁宛署名に重点を置いて1カ月、取り組みましょう。12月9日の第4回運営委員会で確認した内容に、事務局で一部補足して当面する取り組みについてまとめました。

## <いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション  
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読みヨソゼロハチ) 【店番】408  
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は  
①個人or団体の口数、②名前(所属)  
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを  
ご記入の上、いのちのとりで  
裁判全国アクション事務局まで  
FAX(06-6363-3320)してください。